# 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令 （平成十四年厚生労働省令第七十七号）

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一五年六月五日厚生労働省令第一〇二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月二十二日から適用する。

# 附則（平成一五年一二月二六日厚生労働省令第一八五号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一二月一六日厚生労働省令第一六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年七月二八日厚生労働省令第一二五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年六月六日から適用する。

# 附則（平成一八年九月一二日厚生労働省令第一五九号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年八月八日から適用する。

# 附則（平成一八年一二月二一日厚生労働省令第一九二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年十月三十日から適用する。

# 附則（平成一九年六月二〇日厚生労働省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一九年一〇月一二日厚生労働省令第一二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年二月二九日厚生労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年四月二五日厚生労働省令第九九号）

この省令は、平成二十年四月二十六日から施行する。

# 附則（平成二〇年七月二八日厚生労働省令第一三二号）

この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

# 附則（平成二〇年九月一〇日厚生労働省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成二二年二月一日厚生労働省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二三年九月一日厚生労働省令第一一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二四年四月二三日厚生労働省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二六年八月八日厚生労働省令第九六号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二七年二月二七日厚生労働省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年一二月二八日厚生労働省令第一七五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二八年三月二九日厚生労働省令第四七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年一二月一二日厚生労働省令第一七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年四月七日厚生労働省令第五七号）

##### １

この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月二四日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月三一日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月二三日厚生労働省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一二月一八日厚生労働省令第八三号）

この省令は、公布の日から施行する。